

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IFRIC 解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 1 月開催の第 3 回IFRS適用課題対応専門委員会で議論し、当委員会よりコメント・レターを提出したIFRIC解釈指針案「法人所得税務処理<sup>1</sup>に関する不確実性」（以下「本解釈指針案」という。）に関し、その後の経過についてご説明することを目的として作成している。

## II. 経緯

2. 税務調査の結果、税法に基づき、企業に追加的な課税を納税することが要求されているが、企業が異議申立を行う予定がある状況において、どのような場合に納税額についての資産を認識することが適切であるのかという質問が IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）に寄せられた。
3. IAS 第 12 号「法人所得税」は当期又は繰延税金負債・資産の認識及び測定に関する要求事項を示しているが、法人所得税の会計処理に不確実性の影響をどのように反映すべきかについて具体的なガイダンスは示しておらず、実務上のばらつきが生じていた。したがって IFRS-IC は、当該ガイダンスを提供するための解釈指針を提案した。
4. 当委員会からは本解釈指針案に対するコメント・レターを 2016 年 1 月に提出している。

## III. 2016 年 9 月開催の IFRS-IC 会議（コメント・レターの検討）

5. 本解釈指針案に対して 61 通のコメント・レターが IASB に寄せられ、多くの回答者が解釈指針における取組みを支持した一方で、追加の提案やコメントも聞かれた。2016 年 9 月開催の IFRS-IC 会議では以下の点について議論がなされた。

(1) 改訂後の概念フレームワークとの関係（論点 1）

(2) 解釈指針の範囲（論点 2）

---

<sup>1</sup> 本解釈指針案において、「税務処理」という用語は、企業の法人所得税申告において使用されたか又は使用が予定されている処理を指す。

- (3) 合意事項（論点 3-6）
  - (4) 経過措置（論点 7）
  - (5) 初度適用（論点 8）
  - (6) 企業結合（論点 9）
  - (7) その他（論点 10）
7. 以下において、それぞれの論点毎に、①本解釈指針案において提案された事項、②本解釈指針案に寄せられたコメント、③当該コメントに対する IASB スタッフの提案を記載している。

## 論点 1：概念フレームワーク公開草案（2015 年 5 月）との関連について

### 寄せられたコメント

8. 本解釈指針案では、2015 年 5 月公表の概念フレームワーク公開草案で提案されている認識要件との関連が議論されていないとのコメントが寄せられた。

### IASB スタッフの提案

9. IASB スタッフは、概念フレームワーク公開草案のイントロダクションにおいて、概念フレームワークの変更の結果として既存の基準が自動的に変更されるわけではなく、実務上うまく機能している場合には、改訂後の概念フレームワークとの不整合だけを理由に既存の基準の修正を提案することはしないとされていることをあげ、本解釈指針案の修正は不要とした。

## 論点 2：解釈指針の範囲について

### 提案内容

10. 本解釈指針案は、IAS 第 12 号が適用される法人所得税の申告において不確実性がある場合の、課税所得等の決定に適用することを提案した。
11. また、本解釈指針案は、IAS 第 12 号の現行の規定を変更するものではなく、通常の当期又は繰延税金資産・負債の認識及び測定は IAS 第 12 号に従って会計処理を行うこととなるものの、法人所得税の処理に不確実性がある場合には、本解釈指針案に従って決定される課税所得等を基礎として当期税金資産・負債又は繰延税金資産・負債の認識及び測定を行うことを提案した。

## (1) 利息及び罰金

### 寄せられたコメント

12. 多くの回答者が、利息及び罰金の会計処理について、ばらつきを認識しているコメントした。
13. 不確実性に起因する利息及び罰金について、税金との区別が困難であることもあるため、本解釈指針で取り扱うべきとするコメントもあった。

### **ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

- 利息及び罰金の会計上の要求事項については、法人所得税に係わるキャッシュ・フローとの関連性を踏まえ、同時に検討する必要があると考えている。また、解釈指針委員会が実施したアウトリーチの結果（本解釈指針案のBC9 項<sup>2</sup>参照）とは異なり、我々は、不確実な税務処理<sup>3</sup>に関連する利息及び罰金の会計処理に関して不統一があるというフィードバックを我が国の関係者から得ている。したがって、解釈指針委員会が、今回の取組みの範囲を広げて、利息及び罰金の会計処理を明確化することが望まれる。

### IASBスタッフの提案

14. IAS 第 12 号は利息及び罰金の取扱いについては言及しておらず、また今回の要望書においても利息及び罰金にも言及されていないため、本解釈指針の範囲外とすることが適切とした。
15. 本解釈指針案のBC9 項におけるIFRS-ICが実施したアウトリーチの結果を削除し、本解釈指針は税務上の処理に不確実性がある場合におけるIAS第 12 号第 46 項、第 47 項<sup>4</sup>の要求事項の解釈である旨に置き換えることを提案した。

<sup>2</sup> 解釈指針案 BC9項

利息及び罰金の会計処理は本解釈指針 [案] の範囲には含まれないので、扱っていない。これまでに解釈指針委員会が実施したアウトリーチでは、現時点で実務の重大な不統一の証拠は識別されていない。

<sup>3</sup> 本解釈指針案において、「不確実な税務処理」とは、税務当局が特定の税務処理を税法に基づいて認めるか否かに関して不確実性がある場合の税務処理をいう。企業がある課税法域において税務申告書を提出しないという決定や、特定の収益を課税所得に含めないという決定も、税法における認容可能性が不明確である場合には、不確実な税務処理となる。

<sup>4</sup> IAS 第 12 号第 46 項

当期及び過去の期間の当期税金負債（資産）は、報告期間の末日までに制定され又は実質的に制定されている税率（及び税法）を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）され

## (2) 法人所得税以外の税務上の不確実性

### 寄せられたコメント

16. 本解釈指針案において、法人所得税に限らず、すべての不確実な税務上の取扱い及び賦課金について取り扱うことが、財務諸表が提供する情報の比較可能性及び理解可能性を改善するとする提案があった。

### ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋

- 我々は、全体的には、本解釈指針案の範囲の提案に同意する。

### IASBスタッフの提案

17. 法人所得税以外の税務上の不確実性については、今回の要望書では取り上げられておらず、また、この問題を IFRS-IC で取り上げることは既存の IFRS 基準書と矛盾を起しかねないことから、解釈指針は IAS 第 12 号の範囲内とし、その旨を結論の背景に記載することを提案した。

## 論点 3 : 合意事項について

### 提案内容

18. 本解釈指針案は、企業に、税務調査の権限を有する当局が企業の課税所得等を調査すること、及び調査を行う際に関連するすべての情報についての十分な知識を有していると仮定することを提案した。
19. また、本解釈指針案は、事実及び状況が変化した場合は、判断及び見積りを見直すことも提案し、新たな情報により、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性がもはや高くなかった（例えば、時効により、税務当局の調査可能期間が満了する場合）と結論付ける場合には、これを会計処理に反映することを提案した。
20. さらに、税務当局が明示的又は黙示的に企業の税務処理を認めた場合、これは新たな事実と考えられるため、これを会計処理に反映することを提案した。

### (1) 再調査する権利

---

ると予想される額で算定しなければならない。

IAS 第 12 号第 47 項  
繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しなければならない。

寄せられたコメント

21. 税務当局が調査する権利がなくなる期間まで税務調査を受ける可能性があるという仮定をおく旨を明確化すべきとの提案があった。
22. 一方で、再調査期間は税務当局が調査する権利を有する期間に応じ、再調査を受ける可能性がどの程度確実なのかを検討すべきとする提案もあった。

IASBスタッフの提案

23. IASB スタッフは、税務当局が調査する権利を行使する期間が明確に定められていないような法域であっても、時の経過等により税務当局が税務処理を認容する可能性が高まる時期が存在すると考えられることから、本解釈指針案の修正は不要とした。

**(2) 税務当局の調査の結果**

寄せられたコメント

24. ある回答者から税務当局による明示的又は黙示的な認容の効果は法域により異なる可能性があるとのコメントがあった。この回答者からは地域法に照らして税務調査の結果や類似の税の取扱いを検討すべきとの提案があった。また、税務当局が再調査する権利を有している場合、黙示的な認容のみでは会計処理の変更の十分な根拠にならないとした。
25. 他の回答者から、実務上、ある論点に関する税務当局による特定の見解や問題点が示されなかったことが黙示的な認容に該当するかどうかについて明確な根拠を入手することは困難であるというコメントがあった。明示的又は黙示的な認容の区別についての質問もあった。

IASBスタッフの提案

26. 本解釈指針案の適用指針の構成を変更し、黙示的な認容に係る記述を削除するとともに、事実と環境の変化に焦点を当てるように書き換えることを提案した。

**論点 4：不確実性の効果を反映するアプローチについて**

提案内容

27. 本解釈指針案は、企業が法人所得税申告書において使用したか又は使用を計画している不確実な税務処理（又は不確実な税務処理のグループ）を、税務当局が認める可能性が高い（probable）か否かを検討し、以下のとおり会計処理することを企業に要求することを提案した。

- ① 可能性が高い場合：  
課税所得等を法人所得税申告の税務処理と整合させる。
- ② 可能性が高くない場合：  
課税所得等に不確実性の影響を反映させる。その際に、最頻値法又は期待値法のうち、より適切と思われる方法を用いて影響額を算定する。

### 寄せられたコメント

28. ある会計事務所から、本解釈指針案の文言についてIAS第12号第46項及び第47項<sup>5</sup>と整合させて「可能性が高い (probable)」ではなく、定義を示した上で「予想される (expected)」に置き換えてはどうかという提案がなされた。
29. ある会計基準設定主体から、測定について、異なるシナリオの可能性の程度を検討すべきとのコメントがあった。51%の可能性のシナリオと100%の可能性のシナリオを同じ扱いとすることは裁量の余地が大きいと述べた。
30. 期待値法や最頻値法以外の選択肢も認めるべきという提案があった。

### **ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

#### **(提案されている認識規準)**

- 我々の議論において異なる見解があったものの、我々は、IAS第12号「法人所得税」の文脈において、不確実性の影響をどのような場合に課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率の算定に含めるべきかに関する本解釈指針案の提案に反対しない。

#### **(提案されている測定の要求事項)**

- 我々は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を算定する際に、最も可能性の高い金額又は期待値を、どちらの方法が不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するのかに基づいて使用することを企業に要求することを提案する本解釈指針案に同意する。これは、我々は、影響が解消されると見込まれる方法を測定に反映することは企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを利用者が評価するのに役立つ財務情報の提供に貢献することになると考えているためである。
- また、我々は、「累積確率アプローチ」を本解釈指針で使用すべきでないと考えている。

<sup>5</sup> 本資料脚注4参照

### IASBスタッフの提案

31. 回答者のほとんどが本解釈指針案の提案を支持していることから、本解釈指針案からの修正は不要とした。

## 論点 5：事実及び状況の変化の考慮について

### 寄せられたコメント

32. IAS 第 10 号「後発事象」における修正後発事象との関係について明確化を求めるコメントがあった。
33. 事実や状況の「変化のあった期間 (period of the change)」の意味及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」との関係について質問があった。

### IASBスタッフの提案

34. 「変化のあった期間 (period of the change)」に関する要求事項を明確にするためIAS第 8 号第 36 項、第 37 項<sup>6</sup>へのリファレンスを記載することを提案した。
35. 報告期間末日以降に発生した事実及び状況の変化が修正後発事象に該当するかどうかの判断は IAS 第 10 号に従うべき旨を明確にすることを提案した。

## 論点 6：開示について

### 提案内容

36. 本解釈指針案は、課税所得等を決定するための会計方針を適用する過程で行った判断を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従って開示すべきかどうかを決定することを提案した。なお、IAS 第 1 号に従って会計処理を決定する際に行った判断を開示する可能性があるものの例として、以下の項目を提示した。
- ・ 不確実な税務処理を集合的に考慮すべきかどうか
  - ・ 税務当局が不確実な税務処理（グループ）を認める可能性が高いかどうか

---

<sup>6</sup> IAS 第 8 号第 36 項

第 37 項が適用される変更以外の会計上の見積りの変更の影響は、以下の期間の純損益に含めることにより、将来に向かって認識しなければならない。

(a) 当該変更の期間（当該変更がその期だけに影響を与える場合）

(b) 当該変更の期間及び将来の期間（当該変更が両方に影響を与える場合）

IAS第8号第37項

会計上の見積りの変更が資産及び負債に変更を生じさせる場合、又は資本項目に関係する場合には、その範囲において、変更期において関係する資産、負債又は資本項目の帳簿価額を修正することにより当該変更を認識しなければならない。

- ・ 税務当局が不確実な税務処理（グループ）の影響を反映する際に利用した見積方法の選択
37. また、本解釈指針案は、企業は、IAS 第 1 号に従って、課税所得等を決定する際に使用した仮定及びその他の見積りに関する情報を開示するか否かを決定することを提案した。
38. さらに、税務当局が不確実な税務処理（グループ）を認める可能性が高いと考えられる場合には、税務処理に関する不確実性の潜在的な影響は財務諸表に反映されないが、その潜在的な影響をIAS第 12 号第 88 項<sup>7</sup>に従って税金に関連する偶発事象として開示するかどうかを決定することを提案した。なお、IAS第 12 号第 88 項は、税金関連の偶発資産・負債を、IAS第 37 号に従って開示することを要求している。

### 寄せられたコメント

39. 本解釈指針案における IAS 第 37 号へのリファレンスは混乱を招く可能性があるとのコメントがあった。
40. 本解釈指針案では、開示すべき情報についての記載が不十分であるとのコメントがあった。

#### **ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

- 我々は、主に、この提案はどのような情報を開示すべきなのかに関して十分な詳細を提供していないと考えていることから、開示要求に関する本解釈指針案の提案に同意しない。我々は、開示要求が実務で整合的に適用されるよう、より容易に理解可能となるよう IASB が提案をより強固なものとすることを提案する。本解釈指針案の関連する各項に関する具体的なコメントは以下のとおりである。

#### **(本解釈指針案の第 19 項 (IAS 第 1 号の第 122 項の参照))**

- 本解釈指針案の第 19 項は、第 11 項、第 14 項及び第 16 項で要求される、影響を決定する際の企業の判断を、企業が財務諸表において開示する可能性がある例示として参照しているに留まっている。当該判断の重要性に鑑み、我々は、本解釈指針案において、例えば「IAS第 1 号の第 122 項に従って、企業は、本解釈指針の第 11 項、第 14 項及び第 16 項で要求している重要な判断を開示しなければならない」と記載することによ

<sup>7</sup> IAS 第 12 号第 88 項

企業は、税金関連の偶発負債及び偶発資産を、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って開示する。偶発負債及び偶発資産は、例えば、税務当局との未解決の論争から生じる場合がある。(後略)



って、こうした判断に重要と考えられる場合に開示を要求することを提案する。

**(本解釈指針案の第 20 項 (IAS 第 1 号の第 125 項から第 129 項の参照))**

- 本解釈指針案の第 20 項では、企業が、行う仮定及び使用した他の見積りに関する情報を開示すべきかどうかを決定するように要求することを提案しており、「企業はこの決定をIAS第1号の第125項から第129項に従って行う」と述べている。我々は、IAS第1号の第31項では、IFRSで要求されている具体的な開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該開示を提供する必要はないと述べていることを考えると、なぜ本解釈指針案では、こうした情報を開示することを企業に要求するのではなく、こうした情報を開示すべきかどうかを企業が決定することを要求しているだけであるのか定かではないと考える。
- 重要性に関する一般的な要求事項を踏まえると、我々は、例えば、「IAS第1号の第125項から第129項に従った決定に基づき、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を決定する際に行う仮定及び使用した他の見積りに関する情報に重要性があるとみなされる場合には、当該情報を開示しなければならない」と記載するように、この要求事項を変更することをIASBが検討することを提案する。

**(本解釈指針案の第 21 項 (IAS 第 12 号の第 88 項の参照))**

- 本解釈指針案の第 21 項では、企業が税務処理に関する不確実性の潜在的な影響をIAS第12号の第88項に従って開示すべきかどうかを決定することを要求しており、企業はこれらの税務関連偶発事象に関してどのような開示を行うべきかを決定する際にIAS第37号を参照することになると述べている。
- 我々は、IAS第37号が偶発事象に関する有用な開示要求を設けていることには同意するが、提案されている要求事項は、どのような情報を開示すべきなのかに関して不明確であると考えている。したがって、我々は、同項が、税務処理に関する不確実性の文脈において、より具体的な開示要求を示すように修文することを提案する。

**IASBスタッフの提案**

41. 本解釈指針案におけるIAS第37号へのリファレンスは混乱を招く可能性があるため削除する。

42. 不確実な税務処理を開示するにあたり、IAS 第 1 号へのリファレンスを示すことは有用と考えられる一方、本解釈指針案では追加の開示を新たに求めていることを強調するために、開示規定は本文から適用指針に移す。

## 論点 7：経過措置について

### 提案内容

43. 本解釈指針案は、本解釈指針案の適用開始時に、次のいずれかにより適用すること、また、いずれの移行方法を適用したのかを開示することを要求することを提案した。
- ① 比較情報を修正せず、本解釈指針案の適用開始の累積的影響を、本解釈指針案の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高又は資本の他の適切な内訳項目に認識する。適用開始日は、本解釈指針案を最初に適用する日であり、事業年度の期首でなければならない。
  - ② IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って表示される過去の報告期間のそれぞれに遡及適用する。これは、企業が必要な情報を有しており、その情報が事後的判断を使用せずに利用可能である場合に認められる。

### 寄せられたコメント

44. 完全遡及アプローチについて、実務上、後知恵を使わずに適用することの困難さを指摘し、当該規定の削除を提案するコメントがあった。
45. 会計上の見積りの変更に関して採用した経過措置については、IAS 第 8 号に記載があるため、記載は不要ではないかとの指摘があった。

#### **ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

- 我々は、経過措置に関する本解釈指針案の提案に概ね同意する。しかし、我々は、本解釈指針案の遡及適用を可能にすることができるように、事後的判断を使用せずに関連性のある情報が利用可能なケースが本当にあるかどうかを疑問視している。このため、我々は、解釈指針委員会が本 IFRIC 解釈指針を最終確定する前に具体的なケースを識別することを提案する。

### IASBスタッフの提案

46. 完全遡及が可能である状況も想定されることから、経過措置について修正しない

こととした。

47. どの移行方法を適用したのかの開示を求める定めについては IAS 第 8 号と重複することから削除することとした。

## 論点 8：初度適用について

### 寄せられたコメント

48. 初度適用企業の取扱いについても対応を検討することを提案するコメントがあった。

#### **ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

- また、解釈指針委員会が、本解釈指針案の記載どおりに経過措置に関する提案が維持される場合、我々は、この経過措置に関する便益は初度適用企業にも等しく適用されるべきと考えている。しかし、結論の根拠においては、初度適用企業への適用可能性に対する IASB の見解は明記されていない。このため、我々は、本解釈指針が最終化される前に、初度適用企業に対しても同様（または、類似の）経過措置が提供されるように検討を行うことを解釈指針委員会に提案する。

### IASBスタッフの提案

49. IASBが想定する大半の初度適用企業については、後知恵を利用せずに当該解釈指針を適用することは可能であると考えられること<sup>8</sup>、IFRS第1号「初度適用」において、IAS第12号に関する免除規定は定められていないことから、初度適用企業に対する免除規定は不要であるとした。
50. ただし、当該解釈指針の適用日までに IFRS を初度適用する企業のために短期的な免除規定を設けることが適切であるとした。

## 論点 9：企業結合について

### 寄せられたコメント

<sup>8</sup> IFRS 第 1 号 BC27 項

当審議会は、大半の初度適用企業は IFRS への移行のため、適切な時期に計画を開始するものと期待している。したがって、便益と費用のバランスという点では、当審議会は、時間的余裕をもって移行計画を練り、IFRS 開始貸借対照表で必要となる情報の大部分を、IFRS 移行日までに、若しくはその直後に収集することができる企業を標準企業として捉えている。

51. 企業結合との関係について明確化を求めるコメントがあった。

IASBスタッフの提案

52. 解釈指針の範囲を超えているため、取り扱わないこととした。

**論点 10：その他の論点について**

53. その他の論点として 23 のコメントと、IASB スタッフによる提案が示された。うち、ASBJ からのコメント・レターに関する部分は以下のとおりである。

**(不確実な税務処理を集合的に考慮すべきかどうか)**

提案内容

54. 本解釈指針案は、課税所得等を決定するために、不確実な税務処理を個別に検討すべきか、複数の不確実な税務処理を一体として検討すべきかについて、いずれのアプローチが、不確実性の解消についてより適切な予測を提供するのかを判断したうえで決定することを提案していた（解釈指針案第 11 項）。
55. 例えば、企業は、不確実な税務処理をグループとして一緒に考慮した方が、企業が税務処理を作成し裏付ける方法をより適切に反映する場合や、集合的な評価が、税務当局が調査の間に採ると企業が見込んでいるアプローチと整合的である場合、あるいはその両方である場合には、グループとして一緒に考慮することになる（解釈指針案第 12 項）。

寄せられたコメント

56. 本資料の第 54 項及び第 55 項に示した本解釈指針案の第 11 項と第 12 項の記載が整合していないため、両者を整合させるか、第 12 項を削除してはどうかという提案が 2 件あった。

**ASBJが提出したコメント・レターのうち、関連する部分の抜粋**

- しかし、我々は、本解釈指針案の第 11 項で述べている集合的な評価を行うのかどうかを決定する際に企業が参考にすべきベンチマーク（すなわち、企業は、集合的なアプローチの方が不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するのかどうか）が、本解釈指針案の第 12 項で述べている条件（すなわち、一緒に考慮した方が、企業が税務処理を作成し裏付ける方法をより適切に反映する場合や、集合的な評価が、税務当局が調査の間に採ると企業が見込んでいるアプローチと整合的である場合、あるいはその両方である場合）と十分に整合的でないと考えてい

る。我々は、解釈指針委員会がこの2つの項の原則をより適切に合わせる方法を審議するように提案する。

- この点、我々は、本解釈指針案の第11項に記載されているベンチマークは、概ね適切と考えている。これは、本解釈指針案の文脈において、不確実性が解消されることによって将来キャッシュ・フローが生じることから、当該ベンチマークが、概念フレームワークのOB3項における財務報告の目的（すなわち、財務諸表利用者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている）と概ね整合していると考えられるためである。
- 他方、本解釈指針案の第12項の記載は、財務報告の目的とは整合していないように思われる。したがって、本解釈指針案の第11項と財務報告の目的との整合性を明確にするように第12項を修正することが有用と考えられる。

#### IASBスタッフの提案

57. 本解釈指針案第12項の例示は有用であるため、第12項の記載を以下のとおり修正することとする。

例えば、企業は、不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するアプローチを選択する際に、例えば、不確実な税務処理をグループとして一緒に考慮した方が、企業が税務処理を作成し裏付ける方法をより適切に反映する場合や、集合的な評価が、税務当局が調査の間に採ると企業が見込んでいるアプローチをと整合的である場合、あるいはその両方である場合には、グループとして一緒に考慮する可能性があることになる。

#### IV. IFRS-IC 会議の議論の結果

58. IFRS-ICは、今後の会議において、解釈指針を公表するために必要なデュー・プロセスのステップを完了したかどうかを検討する予定である旨のIFRIC Updateが公表されている。
59. IFRS-ICは利息及び罰金の件（本資料Ⅲ. 論点2(1)）について、この解釈指針で明示的に扱うことはしないが、今後の会議で、別のステップとして検討する予定である。

## V. 当委員会による対応案

60. 当委員会から提出したコメント・レターの内容については、利息及び罰金の件を除き、一定の対応が図られていると考えられる。
61. 利息及び罰金の件については、今後のIFRS-ICの議論を注視し、必要に応じ、ご報告させていただき、ご意見をいただくこととしたい。

以 上